

大阪府の 取組紹介

令和元年度、複雑多様化する人権課題への対応や国際都市にふさわしい環境整備をはかるため、人権に関する3条例を制定・改正しました。ここでは「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」の内容と関連する取組の一部を紹介します。「大阪府人権尊重の社会づくり条例」「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」については、前号に掲載しています。

大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の 推進に関する条例を施行しました（令和元年11月1日施行）

ここが
大切！

この条例は、ヘイトスピーチをなくし、すべての人がお互いに人種や民族の違いを尊重しあって共生する社会を築くことをめざしています。

ヘイトスピーチって何？
(第2条)

特定の人種や民族の人々に恐怖心を与え、社会から追い出そうとするような、差別的言動をいいます。

ヘイトスピーチの禁止
(第7条)

この条例では、ヘイトスピーチをしてはならないと定めています。ヘイトスピーチが許されない言動であることが、府民が共有する考え方として社会にしっかり根付くことをめざしています。

府民、事業者の
皆さんへのお願い
(第4条)

府民の皆さんには、この条例をきっかけにして、ヘイトスピーチの解消の必要性について理解を深めていただくとともに、様々な取組にご協力いただきますようお願いいたします。

詳しくは、大阪府府民文化部人権局人権擁護課ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken-yogo/hatejyourei/index.html>

ヘイトスピーチ解消に向けた取組

・デジタルサイネージを
利用した啓発

令和元年12月2日から12月8日

(阪急大阪梅田、南海難波、大阪モノレール各駅)



・啓発ポスター

